

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 元年 9月 1日 ～ 令和 6年 8月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：子供の出生時に男女が積極的に育児休業等の制度を利用することができるよう、職場風土の醸成を図る。

また、育児休業等の制度を利用するにあたり、本人の希望及び利用可能な社内制度の個別確認を行い、希望に沿った働き方の実現を図る。

<対策>

- 管理職から、対象職員に対する制度の利用を勧奨し、
また、社内制度に関するリーフレットの配布を行う

目標2：育児休業をし易く、また職場復帰しやすい環境を整備

<対策>

- 勤務形態の多様化で職場復帰後に職員が働き易くする

目標3：職員が仕事と家庭の両立を一層図れるよう、所定外労働時間の削減を促進する。

<対策>

- 所長は現状の所定労働時間を把握し、前年平均時間外が減るよう管理する

目標4：年次有給休暇制度の利用を周知させ、さらに取得を促進させる

<対策>

- 各職員の有給休暇管理表にて管理者が管理を行い、また職員は個人保管による残日数表で計画的に取得促進を行う。